

159) 日本の税金

日本に有る税金の種類は以下の通り

区分	税金の種類
所得	所得税・譲渡所得税・住民税（市区町村税・都道府県民税）・復興特別所得税
資産	固定資産税・相続税・贈与税
消費	消費税・酒税・たばこ税・揮発油税
法人	法人税・法人住民税・法人事業税
自動車	自動車税・環境性能割・軽自動車税
その他	関税・印紙税

159) 日本の税金



(質問)

英国に有る主要な居住用の住宅を売却して日本に本帰国する場合、その住宅の売却で得た資金を日本の自分の銀行口座に送金するのに、日本の居住者・非居住者によって、日本で税金が掛かる・掛からないと言う事は有りますか。

(回答)

英国の自宅を売却して、その売却代金を日本の自身の銀行口座へ送金する行為そのものには、日本では課税されません。但し、課税されるかどうかは、あなたが日本の税務上の居住者か、非居住者かによって、英国の不動産売却益そのものに日本の所得税がかかるかどうかが変わります。

日本の税務上の居住者：世界中の所得が課税対象で、英国の住宅の売却益にも日本の所得税がかかる。

日本の税務上の非居住者：日本源泉所得のみ課税で、英国の住宅の売却益は日本で課税されない。課税対象は、所得がどこで発生したかであり、送金自体には課税されません。